

令和4年2月2日

保護者 様

喜多方市立熊倉小学校長 佐藤 明

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者並びにその同居家族の今後の対応について

晩冬の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、県は、これまで保健所が担っていた濃厚接触者の特定について、当面の間、感染の可能性が高い同居家族と医療機関や高齢者施設などの重症化リスクのある集団に絞り込むことを決定しました。

つきましては、喜多方市教育委員会の指示により、市内の小・中学校で、児童生徒や職員に感染者が確認された場合には、学校内での感染拡大防止と児童生徒及び教職員の安全・安心を第一に考え、下記のとおり対応いたします。

記

- 1 市立小・中学校においては、次に該当する児童生徒や教職員を「濃厚接触者の疑いがある」と判断します。
 - (1) 感染者と同じ学級に在籍する児童生徒
 - (2) 感染者の学級担任
 - (3) 学校生活（同学年や部活動など）において、上記(1)(2)と同等の接触があると校長が判断した児童生徒や教職員

参考資料 「濃厚接触者の認定について」

- ① 感染者と同居している場合に認定される。
- ② マスクなし（正しい着用でない場合も含む）の状態で、感染者と1m以内で15分以上接触（会話など）した場合に認定される。

- 2 「濃厚接触者の疑いがある」児童生徒や教職員の自宅待機期間は、次の通りです。
 - (1) 感染者と最後に接触があった日の次の日を1日目とし、原則7日間を自宅待機として8日目に解除する。（自宅待機を解除した後も10日間が経過するまでは、健康観察を徹底する。）
 - (2) 感染者の家族等の理由により、保健所から待機期間に関する指示があった場合には、その指示に従う。
- 3 学校は、「濃厚接触者の疑いがある」と判断した児童生徒の保護者や教職員に対して、その旨を連絡します。
- 4 「濃厚接触者の疑いがある児童生徒」と同居する家族への対応については、次の通りです。
 - (1) 小・中学校に在籍する兄弟姉妹については、学校内での感染拡大防止を第一と考え、「濃厚接触者の疑いがある児童生徒」の自宅待機期間と同様の期間を出席停止とする。
 - (2) 父母や祖父母等、その他の家族に関する自宅待機については、勤務先の規定等を踏まえた上での保護者の判断をお願いします。
- 5 対応の期間 令和4年2月1日（火）から当面の間

6 本通知に関する問合せ先

- (1) 児童生徒の自宅待機に関すること → 熊倉小学校（Tel 22-1809）
- (2) 感染症に対する不安や健康に関すること
→ 喜多方市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（Tel 23-5027）

（事務担当：教頭 Tel 22-1809）